

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八幡会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員・理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員の出席報酬等)

第3条 法人の役員が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 報酬の金額については源泉徴収後の金額とする。

4 役員を兼務する職員の理事会・評議員会の出席については、報酬を支給しないものとする。

(役員勤務報酬等)

第4条 法人の役員が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 報酬の金額については源泉徴収後の金額とする。

4 役員を兼務する職員の理事会・評議員会の出席については、報酬を支給しないものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 報酬の金額については源泉徴収後の金額とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給す

ることができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

(実施期日)

この規程は、平成28年10月1日より適用する。

別表1（日額）

名称	報酬額（半日）	報酬額（1日）	実費弁償費
評議員会出席報酬等	5,000円	10,000円	15km以上につき支給
理事会出席報酬等	5,000円	10,000円	15km以上につき支給

別表2（日額）

名称	報酬額（半日）	報酬額（1日）	実費弁償費
評議員業務報酬等	5,000円	10,000円	15km以上につき支給
理事業務報酬等	5,000円	10,000円	15km以上につき支給
監事監査指導報酬等	5,000円	10,000円	15km以上につき支給

別表3（日額）

	報酬額（半日/1日）	宿泊費	旅費	その他
六大都市	6,000円 / 12,000円	12,000円	実費	実費
県外	5,000円 / 10,000円	10,000円	実費	実費
県内	5,000円 / 10,000円	8,000円	実費	実費